

件名	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>県の厳しい財政状況を踏まえ、人件費の縮減を図るため、知事等の給与の減額措置を継続する。</p> <p>条例の有効期限の延長 この条例は、<u>平成 17 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 18 年 3 月 31 日</u>（1 年間延長）</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>条例の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 知事、副知事、出納長、管理者、常勤の監査委員及び教育長 給料月額の 100 分の 5 を減じる（期末手当等算出基礎額は、減額しない。）。</li> <li>2 一般職員（給料月額 100 分の 20 以上の管理職手当支給対象者に限る。） 管理職手当の 100 分の 5 を減じる（調整手当算出基礎額は、減額しない。）。</li> </ol>	